

4 土砂災害から身を守るために

土砂災害は、予測の難しい災害ですが、発生する場所や時間はある程度特定することができます。土砂災害から身を守るために最低限知っておくべき3つのことについてお知らせします。



資料提供：NPO法人土砂災害防止広報センター

1 住んでいる場所が「土砂災害危険箇所」か確認する

土砂災害発生のおそれのある地区を「土砂災害危険箇所」としています。自分の家が土砂災害危険箇所にあるかどうかは、別表または市役所にお問い合わせください。

ただし、土砂災害危険箇所でなくても、付近にがけ地や小さな沢などがあれば注意してください。

2 雨が降り出したら「土砂災害警戒情報」に注意する

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時には「土砂災害警戒情報」が発表されます。雨が降り出したら、土砂災害警戒情報に注意しましょう。

土砂災害警戒情報は、気象庁や宮城県の防災砂防課のウェブサイトなどで確認できます。宮城県では、携帯電話などに自動的に土砂災害警戒情報をメール送信するサービスもありますので活用してください。

気象庁ウェブサイト <http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>

宮城県土砂災害警戒メール配信サイト

http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/mail/DoshaMail_pc.htm

3 土砂災害警戒情報が発表されたら「早めに避難」する

がけ下や溪流沿いなどに住んでいる人は、土砂災害警戒情報が出たら早めに近くの避難所などの安全な場所に避難しましょう。

また、土砂災害の多くは木造1階で被災しています。豪雨などで、どうしても避難所への避難が困難なときは、事前の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難したり、それも難しい場合は、家の中のより安全な場所(例えば、がけから離れた部屋や2階)に避難しましょう。

5 土砂災害防止法

土砂災害防止法(平成13年4月に施行)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策を推進しようとするものです。

■ 土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制の整備を図ることを目的として宮城県知事が指定します。

■ 土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

土砂災害警戒区域の中でも、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域で、住宅などの新規立地の抑制などを目的として宮城県知事が指定します。

市内では、平成26年9月1日現在、土砂災害警戒区域等として107カ所、そのうち、75カ所が特別警戒区域に指定されています。
大雨が降った時は、万が一に備えることが大切です。

3 土砂災害の前ぶれ

大雨などが引き金となって発生する土砂災害には、前兆現象が発生する場合があります。この前兆を見逃さず、早めに避難することが重要です。

■ こんな変化に注意

【土石流の特徴】…谷や斜面の土砂が、雨や川の水とともに一気に流れ出す現象で、スピードが速く破壊力が大きい

- 遠くて雷のような音がしたり、地鳴りや山鳴りがする
岩がぶつかったり、木が折れたり、斜面が崩れたときの音です。
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
上流で山崩れが起こり、一時的に水をせき止めています。その次は、一気に流れ出す可能性が高く、極めて危険です。
- 川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める
上流で山が崩れ、その土砂で水が濁り、立木や流木が巻き込まれています。
- 焦げたようなにおいがする
石と石が衝突して火花を発生し、焦げたようなにおいがします。



【がけ崩れの特徴】…急傾斜面が突然崩れ落ちる現象で、スピードが速く破壊力が大きい

- がけから濁った水が流れ出る
上流で山が崩れ、その土砂で水が濁っています。
- がけに亀裂が入る
外的要因により地殻に変動が起きています。
- 小石がパラパラ落ちてくる
土の粘着性が弱くなっています。
- 普段から流れている湧き水の量が、急に増えたり、急に止まる
水の通り道が大きくなるか、逆にふさがっています。
- 樹木が揺れたり、倒れたりする
がけの上部で、地面が動いています。



【地すべりの特徴】…地下水などの影響により、斜面の一部が動き出す現象で、緩やかな斜面の広い範囲でゆっくり押し寄せる

- 地面にひび割れができる
外的要因により地殻に変動が起きています。
- 水面や井戸の水が濁る
上流で山が崩れ、その土砂で水が濁っています。
- 斜面から水が噴き出す
地中の水が新たに通り道を作ったか、普段は流れない通り道に水が流れ始めています。



土砂災害の前兆現象を確認したら、速やかに市または消防、警察に通報し、近所の皆さんにも伝えてください。市の避難勧告などを待たずに自主的に避難してください。
ここに挙げたものは、前兆現象のほんの一例です。これ以外にも、いつもとは違う違和感を感じたら早めに避難してください。

